

産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物処分業
許可申請等の手引き

令和4年3月
福島県

目 次

<u>I</u> はじめに	1
<u>II</u> 申請書等の受付窓口	2
<u>III</u> 新規・更新・変更許可申請	4
<u>IV</u> 新規・更新・変更許可申請書の記載要領	13
<u>V</u> 添付書類の記載要領	21
<u>VI</u> 優良認定申請及び記載要領	32
<u>VII</u> 変更・廃止届出	39
<u>VIII</u> 変更・廃止届出の記載要領	43
<u>IX</u> 許可証再交付申請	45
<u>X</u> 許可証再交付申請の記載要領	46
<u>XI</u> 添付書類等チェックリスト	47
<u>XII</u> 様式集	50

I はじめに

- 1 この手引きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業の許可申請、変更及び廃止届出並びに許可証再交付申請について、申請者及び届出者が当該申請及び届出の事務を円滑に実施できることを目的に作成したものです。

- 2 この手引きでは、法令名称を以下のとおり略して使用しています。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 → 法
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 → 施行令
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 → 施行規則

- 3 この手引きに係る申請書、届出書及び添付書類の様式のうち、施行規則で規定されているものは「施行規則様式第〇〇号」と、この手引きで規定しているものは「様式第〇〇号」と記載しています。

Ⅱ 申請書等の受付窓口

申請書及び届出書の提出に当たっては、必ず事前に受付窓口に電話で予約してからお越してください。

受付窓口は、処理施設の所在地等により以下のとおりとなります。

- ・ 処理施設の所在地を管轄する地方振興局が受付窓口になります。
- ・ 処理施設の所在地が複数あり、その管轄が複数の地方振興局となる場合は、主たる処理施設の所在地を管轄する地方振興局が受付窓口になります。
- ・ 移動式の処理施設の場合は、事務所又は駐機場の所在地を管轄する地方振興局が受付窓口になります。

管轄地域	受付窓口	所在地・連絡先
福島市（移動式に限る。）、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 （北庁舎 4 階） 電話：024-521-2722
郡山市（移動式に限る。）、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山 1-1-1 電話：024-935-1502
白河市、西白河郡、東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町 269 電話：0248-23-1421
会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町 7-5 電話：0242-29-3908
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1 電話：0241-62-2061
相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1-30 電話：0244-26-1237
いわき市（移動式に限る。）	いわき地方振興局 県民部 県民生活課	〒970-8026 いわき市平字梅本 15 電話：0246-24-6203

【注意】

福島市、郡山市及びいわき市は中核市となっており、それぞれの市内に処理施設がある場合は中核市が許可権者となりますので、それぞれの市役所の廃棄物担当課にお問い合わせください。

なお、移動式の処理施設の駐機場が福島市、郡山市内及びいわき市内にある場合でも、県内一円で処理を行う場合は、中核市の許可の他に県の許可も必要となりますので注意してください。

中核市問い合わせ窓口	所在地・連絡先
福島市 環境部 廃棄物対策課	〒960-8601 福島市五老内町 3-1 電話：024-529-5266
郡山市 生活環境部 3 R 推進課	〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7 電話：024-924-2181
いわき市 生活環境部 廃棄物対策課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-7604

Ⅲ 新規・更新・変更許可申請

1 申請書

申請の区分に応じ、次のいずれかの申請書を提出してください。

申請区分	様式
産業廃棄物処分業許可申請（新規又は更新）	施行規則様式第八号
産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請	施行規則様式第十号
特別管理産業廃棄物処分業許可申請（新規又は更新）	施行規則様式第十四号
特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請	施行規則様式第十六号

処分業の内容に変更が生じた場合、必要な手続きは以下のとおりです。

変更内容	必要な手続き
事業の範囲（追加）	事業範囲変更許可申請
事業の範囲（一部廃止）	変更届出
氏名又は名称並びに申請者の住所	
代表者（役職変更等によるもの）	
役員、株主、使用人等	
事務所及び事業場の所在地	
事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模	
保管場所	変更届出
特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、必要な性状分析を行う者	
事業の範囲（全部廃止）	廃止届出

2 添付書類

(1) 添付書類について

添付書類は次のとおりです。申請の区分や申請の内容に応じて必要な書類が異なるので、「V 添付書類の記載要領」を確認の上、書類を作成・添付してください。

添付書類	備考	記載要領
1 事業計画の概要を記載した書類 ① 事業の全体計画書（様式第一号の1） ② 処分業務の具体的な計画（様式第一号の2） ③ 環境保全措置の概要（様式第一号の3）		P21
2 ① 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況（様式第二号） ② 処理業許可証の写し		P21
3 ① 排出事業者の廃棄物発生工程表 ② 産業廃棄物の分析試験成績書の写し ③ 処理フローチャート	①及び②は、更新許可申請であって直近の許可の申請内容から変更ない場合は省略可。	P21

4	事務所及び事業場の位置図及び見取り図		P22
5	① 事業の用に供する施設（様式第三号関係） ② 産業廃棄物（指定）処理施設設置許可証及び使用前検査結果の通知の写し		P22
6	① 事業の用に供する施設の平面図、立面図又は断面図及び設計計算書並びに当該施設の位置図 ② 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	①の設計計算書及び②は、更新又は変更許可申請であつて直近の許可の申請内容から変更しない場合は省略可。	P23
7	施設の全景写真		P23
8	申請者が事業の用に供する施設の所有権（使用权原）を有することを証する書類 ① 公図 ② 土地の登記事項証明書 ③ 処理施設の売買（販売）契約書等の写し ④ 賃貸借契約書等の写し	①から④は、更新又は変更許可申請であつて直近の許可の申請内容から変更しない場合は省略可。 ④は土地又は施設等を賃借する場合に添付。	P24
9	① 処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類（様式第四号） ② 処分先業者の許可証の写し		P24
10	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し	海洋投入処分を業として行う場合に添付。	P24
11	当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 ① 法人申請者の業務経歴書（様式第五号の1） ② 個人申請者の業務経歴書（様式第五号の2） ③ （公財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会の修了証の写し ④ 産業廃棄物処理施設技術管理者の資格を証明する書類 ⑤ 実務経験を要する場合は技術管理者用業務経歴書（様式第五号の3）	①は法人申請者の場合に添付。 ②は個人申請者の場合に添付。 ④は政令第7条の処理施設を設置している場合に添付。 ⑤は産業廃棄物処理施設技術管理者の資格に実務経験を要する場合に添付。	P24
12	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法等を記載した書類（様式第六号）		P25
13	経理的基礎に関する書類 ① 直近3年間の決算報告書 ② 資産に関する調書（様式第七号） ③ 直近3年間の法人税又は所得税の納税証明	①は法人申請者の場合に、②は個人申請者の場合に添付。	P26

書	③は、法人申請者は法人税、個人申請者は所得税。	
14① 定款又は寄付行為 ② 法人登記事項証明書	法人申請者のみ添付。	P27
15① 申請者の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	個人申請者のみ添付。 先行許可証利用時には省略可。	P27
16① 法定代理人の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	未成年である個人申請者のみ添付。 先行許可証利用時には省略可。	P27
17① 法人役員等の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	法人申請者のみ添付。 先行許可証利用時には省略可。	P27
18① 株主及び出資者の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ③ 法人株主及び法人出資者の法人登記事項証明書	法人申請者のみ添付。 ③は法人株主及び法人出資者がいる場合のみ添付。 先行許可証利用時には省略可。	P28
19① 施行令に規定する使用人の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等	使用人がいる場合に添付。 先行許可証利用時には省略可。	P28
20 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う能力を説明した書類 ① 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う設備の概要を記載した書類 ② 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が、分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	特別管理産業廃棄物処分業に係る申請の場合に添付。 感染性産業廃棄物又は廃石綿等の処理のみを業として行う場合は添付不要。	P28
21 誓約書（様式第八号）		P29
22 添付書類の省略に関する書類（様式第九号）		P29
23 先行許可証の写し	先行許可証利用時に添付。	P30
24 委任状	行政書士が代理人として申請する場合に添付。	P31

(2) 有価証券報告書について

直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している場合には、当該有価証

券報告書を添付することで、次の書類が不要となります。

13 経理的基礎に関する書類
① 直近3年間の決算報告書
③ 直近3年間の法人税又は所得税の納税証明書
14① 定款又は寄付行為
② 法人登記事項証明書

(3) 登記事項証明書等について

「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、「登記事項証明書」、「医師の診断書」、「認知症に関する試験結果」等（以下、「登記事項証明書等」という。）を添付してください。

なお、「登記事項証明書」は「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことです。

「登記事項証明書」以外の書類（「医師の診断書」や「認知症に関する試験結果」等）を添付する場合には、次の内容を含むものとしてください。

- 診断に係る医療機関名及び医師名並びに診断日
- 精神の機能の障害の所見が認められるか否か
- 認められる場合には次の事項
 - ・ 診断名
 - ・ 認知、判断又は意思疎通について、適切に行うことができないものが認められるか否か
 - ・ 適切に行うことができないものが認められる場合には、その判定の根拠

(4) 先行許可証について

- ① 先行許可証の写しを添付し、申請の際に当該先行許可証の本証を持参することで、次の書類の添付を省略することができます。

15① 申請者の住民票の写し
② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
16① 法定代理人の住民票の写し
② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
17① 法人役員等の住民票の写し
② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
18① 株主及び出資者の住民票の写し
② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
③ 法人株主及び法人出資者の法人登記事項証明書
19① 施行令に規定する使用人の住民票の写し
② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等

- ② 先行許可証とは、次のいずれにも該当する許可証をいいます。

- （特別管理）産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の許可証であること。
 - ・ 「処理業」には「収集運搬業」及び「処分業」を含みます。

- ・ 産業廃棄物指定処理施設の許可証は対象外です。
- 当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。
- 許可証の「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。
- 更新許可申請の場合、前回の新規又は更新許可申請に係る許可証でないこと。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

処理施設の所在地が複数あり、その管轄が複数の地方振興局となる場合は、副本は管轄する地方振興局の数としてください。また、申請者の控えが必要な場合は、更に1部追加してください。

4 申請手数料

次の金額を福島県収入証紙で納入してください。なお、証紙は申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で購入してください。

申請の区分	福島県収入証紙
産業廃棄物処分業許可申請（新規）	100,000円
産業廃棄物処分業許可申請（更新）	94,000円
産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請	92,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請（新規）	100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請（更新）	95,000円
特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請	95,000円

5 許可の基準等

審査（現地調査含む。）の結果、次のいずれの基準にも適合していると認められる場合に許可をします。なお、現地調査は申請内容等により省略することがあります。

(1) 施設に係る基準及び申請者の能力に係る基準

事業内容に応じて、施行規則第10条の5又は施行規則第10条の17の基準に適合していること。概要は次のとおりです。

① 産業廃棄物処分業（中間処理を業として行う場合）	
施設	・ 産業廃棄物の種類に応じ、処分に適する処理施設を有すること。
能力	・ 処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
	・ 処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
② 産業廃棄物処分業（埋立処分を業として行う場合）	
施設	・ 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場を有すること。
	・ ブルドーザーその他の施設を有すること。
能力	・ 埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
	・ 埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
③ 産業廃棄物処分業（海洋投入処分を業として行う場合）	

施設	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。
能力	<ul style="list-style-type: none"> 海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
④ 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理を業として行う場合）	
施設	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、処分に適する処理施設を有すること。 処分する特別管理産業廃棄物の性状を分析できる設備やその他必要な付帯設備を備えていること。
能力	<ul style="list-style-type: none"> 処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。 処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
⑤ 特別管理産業廃棄物処分業（埋立処分を業として行う場合）	
施設	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場を有すること。 受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていること。 ブルドーザーその他の施設を有すること。
能力	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。 埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2) 欠格要件に係る基準

申請者（法人の場合にはその役員を含む。）が法第 14 条第 10 項第 2 号に規定する欠格要件に該当しないこと。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

欠格要件は、次のとおりです。

- ① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ※ 環境省令で定めるもの
精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
※ その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの
・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
⑤ 法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
⑥ 法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 7 条の 2 第 3 項（第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下⑥において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号

に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑦ ⑥に規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑧ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が、①から⑨のいずれかに該当するもの
⑪ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①から⑨のいずれかに該当する者のあるもの
⑫ 個人で政令で定める使用人のうちに①から⑨のいずれかに該当する者のあるもの
⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

6 留意事項

以下の点に留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

- (1) 申請書及び添付書類は、本手引きに添付されている様式を使用してください。（掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku034.html>）
- (2) 添付書類は、「V 添付書類」に従って作成するとともに、原則としてA4版の大きさとしてください。所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げても差し支えありません。
- (3) 申請書の綴り込みに当たっては、A4版の二穴あきファイルを使用してください。ファイルには、申請書に添付書類一覧及びインデックスを付けた添付書類を「XI 添付書類等チェックリスト」に掲げている順に綴じてください（インデックス番号はチェックリストの番号と同じにしてください。）。
- (4) 申請書の提出にあたっては、副本はすべて複写（コピー）を使用しても差し支えありません。産業廃棄物処理業関係の同時申請の場合も、複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (5) 申請の際には、申請書の提出者本人を確認できる書類をお持ちください。

法人の場合→名刺、社員証等

個人の場合→運転免許証、マイナンバーカード等

- (6) 申請を行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (7) 更新の許可申請を行う際は、許可期限のおおむね2か月前に申請を行ってください。
- (8) 許可に係る標準処理期間は50日（行政機関の休日を除く。）となります。

IV 新規・更新・変更許可申請書の記載要領

1 産業廃棄物処分業許可申請書(新規・更新)

[第1面]

(1) 申請年月日

申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 事業の範囲

① 事業の区分及び取り扱う産業廃棄物の種類を記載してください。

② 事業の区分は中間処理又は最終処分の別を記載し、中間処理においては、焼却、破碎等、その処理方法を括弧書きで記載してください。

③ 産業廃棄物の種類は、法や政令で規定する産業廃棄物の区分のうち、取り扱うものが限定される場合は、法令で規定する産業廃棄物の種類の次に括弧書きでその限定するものを記載してください。

ア 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）又はがれき類のいずれかが含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

イ 取り扱う産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、自動車等破碎物の取扱いの有無を記載してください。

ウ 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

エ 取り扱う産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい又はばいじんのいずれかが含まれる場合には、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。

【記載例】

(1) 中間処理（破碎、焼却）、最終処分（埋立）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 中間処理（破碎）に係るもの

①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑦がれき類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上7種類

イ 中間処理（焼却）に係るもの

①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥紙くず⑦木くず⑧繊維くず⑨動植物性残さ⑩ゴムくず⑪金属くず⑫ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上12種類

ウ 最終処分（埋立）に係るもの

①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦動植物性残さ⑧ゴムくず⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑪鉱さい⑫がれき類⑬ばいじん

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上13種類

- ④ 更新許可申請の場合は、現有許可の事業範囲と同じ内容を記載してください。
- ⑤ 更新時に事業範囲を変更する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を増やす場合、事業の区分を追加する場合等）は、更新許可申請とは別に事業範囲変更許可申請が必要になります。
- ⑥ 一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う産業廃棄物の種類を減らす場合等）は、更新許可申請とは別に産業廃棄物処理業変更届出（事業の一部廃止）も必要になります。
- (4) 事務所及び事業場の所在地
- ① 事務所は、廃棄物に関する業務を行うすべての事務所を記載し、本支店の別、事務所名称、所在地を記載してください。
- ② 事業場は、すべての中間処理施設又は最終処分場等の処理施設所在地と名称を記載してください。
- (5) 事業の用に供するすべての施設
「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。
- (6) 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ
「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。
- (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。

[第2面]

- (8) 既に処理業の許可を有している場合（他の都道府県等のものを含む。）にはその許可番号
「別紙様式第二号のとおり」と記載してください。
- (9) 申請者
- ① 個人の場合には、氏名（ふりがな）、生年月日、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。
 - ② 法人の場合には、名称（ふりがな）及び（法人）登記事項証明書の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。
- (10) 法定代理人
- ① 法第14条第5項第2号ハに規定する未成年である場合に記載してください。
 - ② 法定代理人が個人の場合には、その氏名（ふりがな）、生年月日、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。
 - ③ 法定代理人が法人の場合には、その名称（ふりがな）及び登記上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載するとともに、当該法人の役員について、(11)により記載してください。
- (11) 法第14条第5項第2号ニに規定する役員
法人の場合、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（監査役を含む。）の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

[第3面]

- (12) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）。
- ① 発行株式の総数及び出資の額を記載してください。
 - ② 該当する者が個人の場合には、その氏名（ふりがな）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。
 - ③ 該当する者が法人の場合には、その名称（ふりがな）、保有する株式の数又は出資の金額及び登記上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載するとともに、氏名又は名称の欄等に代表者の氏名を記載し

てください。

(13) 施行令第6条の10に規定する使用人

当該使用人がある場合、その者の氏名（ふりがな）、生年月日、役職・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。また、法人の場合は登記事項証明書上のものとなります。）を記載してください。

施行令第6条の10に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものが該当します。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

[第1面]

(1) 申請年月日

申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

- ① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
- ② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 許可の年月日及び許可番号

変更しようとする現有許可の許可年月日と許可番号を記載してください。

(4) 収集運搬業・処分業の区分

「処分業」と記載してください。

(5) 許可に係る事業の範囲

- ① 変更後の事業の区分及び取り扱う産業廃棄物の種類を記載してください。
- ② 事業の区分は中間処理又は最終処分の別を記載し、中間処理においては、焼却、破碎等、その処理方法を括弧書きで記載してください。
- ③ 産業廃棄物の種類は、法や政令で規定する産業廃棄物の区分のうち、取り扱うものが限定される場合は、法令で規定する産業廃棄物の種類の次に括弧書きでその限定するものを記載してください。
ア 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以下「ガラスくず等」という。）又はがれき類のいずれかが含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

イ 取り扱う産業廃棄物の種類に廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載してください。

ウ 取り扱う産業廃棄物の種類に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又はガラスくず等のいずれかが含まれる場合には、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いの有無を記載してください。

エ 取り扱う産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、銻さい又はばいじんのいずれかが含まれる場合には、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。

(6) 変更の内容

変更事項（事業の区分の変更、取り扱う産業廃棄物の種類の変更等）を記入し、変更に係る事業の区分及び取り扱う産業廃棄物の種類を記載してください。

【記載例】

中間処理（焼却）に、

①汚泥②廃プラスチック類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）を追加。

(7) 変更理由

変更することになる具体的な理由を記載してください。

(8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。

(9) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。

[第2面]及び[第3面]

(10) 1 (9)～1 (13)と同様に記載してください。

3 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

[第1面]

(1) 申請年月日

申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記載してください。

② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記載してください。

(3) 事業の範囲

① 事業の区分及び取扱う特別管理産業廃棄物の種類を記入してください。

② 事業の区分は中間処理又は最終処分の別を記載し、中間処理においては、焼却、破碎等、その処理方法を括弧書きで記載してください。

③ 取扱う特別管理産業廃棄物の種類は、法や政令で規定される産業廃棄物の種類のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類等についても記載してください。

【記載例】

(1) 中間処理（焼却）、最終処分（埋立）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 中間処理（焼却）に係るもの

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）②廃酸（水素イオン濃度2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）③感染性産業廃棄物 以上3種類

イ 最終処分（埋立）に係るもの

①廃石綿等 以上1種類

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

ア 中間処理（焼却）に係るもの

①汚泥

（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

②廃酸

（水銀又はその化合物、鉛又はその化合物若しくは六価クロムを含むことのみにより有害なものに限る。）

④ 更新許可申請の場合は、現有許可の事業範囲と同じ内容を記載してください。

⑤ 更新時に事業範囲を変更する場合（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を増やす場合、事業の区分を追加する場合等）は、更新許可申請とは別に事業範囲変更許可申請が必要になります。

⑥ 一部の事業範囲を廃止して更新する場合（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を減らす場合等）は、更新許可申請書と併せて特別管理産業廃棄物処理業変更届出書（事業の一部廃止）も必要になります。

(4) 事務所及び事業場の所在地

① 事務所は、廃棄物に関する業務を行うすべての事務所を記入し、本支店の別、事務所名称、所在地を記載してください。

② 事業場は、すべての中間処理施設又は最終処分場等の処理施設所在地と名称を記載してください。

- (5) 事業の用に供するすべての施設
「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。
- (6) 保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ
「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。
- (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。

[第2面]及び[第3面]

- (8) 1 (8)～1 (13)と同様に記載してください。

4 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

[第1面]

- (1) 申請年月日
申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で記入してください。
- (2) 申請者の住所及び氏名
 - ① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - ② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。
- (3) 許可の年月日及び許可番号
変更しようとする現有許可の許可年月日と許可番号を記載してください。
- (4) 収集運搬業・処分業の区分
「処分業」と記載してください。
- (5) 許可に係る事業の範囲
 - ① 変更後の事業の区分及び取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載してください。
 - ② 事業の区分は中間処理又は最終処分の別を記載し、中間処理においては、焼却、破碎等、その処理方法を括弧書きで記載してください。
 - ③ 取扱う特別管理産業廃棄物の種類は、法や政令で規定される産業廃棄物の種類のほか、当該特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類等についても記載してください。
- (6) 変更の内容
変更事項（事業の区分の変更、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更、取り扱う特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の変更等）を記入し、変更に係る事業の区分及び取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載してください。

【記載例】

中間処理（焼却）に、

①廃油（ジクロロメタンを含む）②廃酸（セレン又はその化合物を含む）
を追加

(7) 変更理由

変更することになる具体的な理由を記載してください。

(8) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力

「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。

(9) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。

[第2面]及び[第3面]

(10) 1 (9)～1 (13)と同様に記入してください。

V 添付書類の記載要領

1 事業計画の概要を記載した書類 [様式第一号の1～3]

事業範囲の変更許可申請の場合は、変更後のすべての廃棄物についての事業計画とし、変更部分を明確にしてください。

[様式第一号の1]

(1) 事業の全体計画

本申請に係る廃棄物の種類、処分方法、処理残さの処分方法等の事業の概要について記載してください。

(2) 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、処分予定量、予定している排出事業者の名称、所在地、業種及び処分方法、並びに受託する産業廃棄物の予定処分先の名称及び施設所在地を記載してください。

受託する産業廃棄物の予定処分先の名称及び施設の所在地については、当該産業廃棄物进行处理する申請者自身の事業場及び施設について記載してください。

[様式第一号の2]

(3) 処分業務の具体的な計画

処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数、並びに産業廃棄物の処分的確に、かつ、継続して行うのに必要な産業廃棄物の数量及びその確保の方法を記載してください。

[様式第一号の3]

(4) 環境保全措置の概要

「別紙様式第三号のとおり」と記載してください。

2 (特別管理)産業廃棄物処理業における許可取得状況 [様式第二号]

(1) 既に取得している産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の状況について記載してください。

(2) 更新又は事業範囲の変更の場合は、申請に係る本県の許可証の写しを添付してください。

3 産業廃棄物発生工程表及び処理フローチャート

(1) 産業廃棄物発生工程表

排出事業者の事業内容及び製造工程図から廃棄物の発生状況を明記し、原材料名等も明記してください。

(2) 産業廃棄物の分析試験成績表

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（液状のものに限る。）、鉱さい、ばいじん、政令第2条第13号に掲げる産業廃棄物及び自動車等破砕物を取り扱う場合は、当該産業廃棄物の分析試験成績表を添付してください。

ただし、製造工程表等により明らかにその産業廃棄物の性状及び有害物質の有無の状況が判断できるものにあつては添付を要しません。

(3) 処理フローチャート

産業廃棄物の受け入れから搬出までの処理工程を記載してください。

4 事務所及び事業場の位置図及び見取り図

(1) 事務所及び事業場の位置図

1/50,000 又は 1/25,000 程度の地形図等に朱書きで事務所等の位置を明示してください。

(2) 事務所及び事業場付近の見取り図

周辺の建物等の状況がわかる地図等に朱書きで事務所等の位置を明示してください。

5 事業の用に供する施設 [様式第三号関係]

(1) 中間処理施設の場合

[様式第三号の一の1、様式第三号の一の2、様式第三号の一の3]

- ① 処理施設の処分方法、能力及び残さ（製品になるものを含む）の処分方法、公害防止対策等について記載してください。
- ② 様式第三号の一の1の「施設の設置許可」には、施設の許可番号及び許可年月日を記載してください。なお、設置時に許可の対象ではなかった施設については、産業廃棄物処理施設使用届出書の届出年月日を記載してください。
- ③ 様式第三号の一の1の「処理施設の構造及び設備の概要」には、施設のメーカー名及び型式を記載してください。
- ④ 様式第三号の一の2には、記載内容の根拠となる資料（騒音対策であれば騒音計算書等）を添付してください。
- ⑤ 様式第三号の一の3は、焼却施設の場合にのみ作成し、添付してください。

[様式第三号の一の4]

産業廃棄物の保管施設の面積及び容量等について記載してください。

[様式第三号の一の5]

処理後残さ（製品になるものを含む）の保管施設の面積及び容量等について記載してください。

(2) 最終処分場の場合

[様式第三号の二の1、様式第三号の二の2、様式第三号の二の3]

- ① 埋立面積及び容量、残余容量、公害防止対策等について記載してください。
 - ② 様式第三号の二の1の「施設の設置許可」には、施設の許可番号及び許可年月日を記載してください。なお、設置時に許可の対象ではなかった施設については、産業廃棄物処理施設使用届出書の届出年月日を記載してください。
 - ③ 様式第三号の二の2には、記載内容の根拠となる資料（水質対策であれば水質分析結果等）を添付してください。
 - ④ 様式第三号の二の3は、最終処分場の所在地等を記載してください。
- (3) 中間処理施設又は最終処分場が複数ある場合は、別葉としてそれぞれ作成してください。
- (4) 産業廃棄物(指定)処理施設設置許可証及び使用前検査結果の通知の写しを添付してください。
- 許可後に変更許可を受けている場合はその変更許可証の写しを、軽微変更届出により処理する産業廃棄物の種類や処理能力等を変更している場合にはその届出書の写しを含みます。
- なお、設置時に許可の対象でなかった施設については、産業廃棄物処理施設使用届出書の写し等を添付してください。

6 事業の用に供する施設の平面図、立面図、断面図及び設計計算書並びに見取り図

- (1) 処理施設及び保管施設等の、事業場内における配置等設置状況が明らかとなる図面を添付してください。排水路、沈砂池、油水分離槽等の設備を有する場合はそれらの位置を明示し、事業場内の排水経路がわかるようにしてください。
- (2) 処理施設の設計計算等については、その計算根拠（空隙率、換算係数等）についても示してください。
- (3) 断面図は最終処分場の場合に添付してください。なお、縦断面図には埋立計画線（設置許可時のもの。）のほか、現況線（過去1年以内に実施した残余容量調査結果に基づくもの。）を記載してください。
- (4) 最終処分場の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を添付してください。

7 施設の全景写真

- (1) 処理施設の全景、保管施設の様子及び表示が把握できるように撮影してください（複数枚でも可。）。
- (2) 最終処分場については、複数の角度から撮影したものを添付してください。

8 事業の用に供する施設の所有権(使用権原)を有することを証する書類

- (1) 事業の用に供する土地の公図及び当該土地の登記事項証明書を添付してください。
- (2) 土地の公図及び当該土地の登記事項証明書は申請日以前3か月以内に発行されたものとしてください。
- (3) 処理施設の売買(販売)契約書等の写しを添付してください。契約書等の写しは、製品名(型式)や購入者名等が明確なものとしてください。
- (4) 事業の用に供する土地又は処理施設を賃借する場合には、賃貸借契約書等の写しを添付してください。契約書の写し等は、製品名(型式)、所有権(使用権原)を有する者の名称、契約期間等が明確なものとしてください。

9 処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類 [様式第四号]

- (1) 処理後の産業廃棄物等(製品になるものも含む。)の発生量及び処理方法(売却等を含む。)について記載してください。
- (2) 処理によって、複数の種類の産業廃棄物等が発生する場合、すべての種類について記載してください。
- (3) 処理残さの処分を委託する予定の(特別管理)産業廃棄物処分業者等の許可証の写しを添付してください。

なお、当該処分業者等が許可の更新の申請中である場合は、その申請内容を記載し、備考に申請中である旨を記載するとともに、申請先の都道府県等の收受印が押印された許可申請書の写しを添付してください。

10 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し

海洋投入処分を業として行う場合に添付してください。

11 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 [様式第五号関係]

- (1) 申請者の業務経歴書[様式第五号の1、様式第五号の2]
事業の経歴、各都道府県等における許可取得の経歴並びに他の都道府県等を含めた行政処分及び刑罰の経歴を年月順に記載してください。
- (2) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する(特別管理)産業廃棄物の処分に関する講習会の修了証の写し
次の表を参考に添付してください。

	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(処分業)	特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(処分業)
--	---------------------------	-------------------------------

		新規	更新	新規	更新
産業廃棄物処分業	新規	○	△*	○	△*
	更新	○	○	○	○
	変更	○	○	○	○
特別管理 産業廃棄物処分業	新規	×	×	○	△*
	更新	×	×	○	○
	変更	×	×	○	○

* 新規許可申請において、他都道府県等において許可を取得している場合は、更新講習会修了証の写しでも代用できます。その際は、他都道府県等の許可証の写しを添付してください。

- ① 講習会の修了者は、次に掲げる者とします。
 - イ 法人においては、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者(施行令第6条の10に規定する使用人)であること。
 - ロ 個人においては、本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者(施行令第6条の10に規定する使用人)であること。
- ② 添付する修了証の写しは、修了の日から、新規許可講習は5年以内、更新許可講習は2年以内のものとします。
- (3) 産業廃棄物処理施設技術管理者
 - ① 施行令第7条に掲げる施設を事業に使用する場合には、法第21条に規定する技術管理者について、その資格を証明できる書類を添付してください。
 - ② 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験が必要な場合には、技術士(部門含む)の資格取得年月日や大学等における履修学課等必要事項を記載した技術管理者用業務経歴書[様式第五号の3]を添付してください。

12 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 [様式第六号]

- (1) 事業の開始に要する資金の総額
 - ① 事業の開始及び継続に必要とされる資金の総額を記載してください。
 - ② 必要とされる資金には、地代、家賃、施設使用料等を含み、最終処分場を使用する場合には、当該処分場に係る維持管理積立金等埋立処分終了後の維持管理(最終処分場の廃止まで)に要する費用も含まれます。
- (2) 調達方法
 - ① (1)に係る資金の調達方法を記載してください。
 - ② 融資等による場合は、当該融資等を裏付ける書類も添付してください。
 - ③ 借入金による場合には、当該借入金の返済計画を記した書類を添付してください。
- (3) 新たな資金の必要がない場合は、その他の欄にその理由を記載してください。

13 経理的基礎に関する書類

(1) 直前3年の各事業年度における決算報告書

- ① 申請者が法人である場合において添付してください。
- ② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付してください。

(2) 資産に関する調書[様式第七号]

- ① 申請者が個人である場合において添付してください。
- ② 固定資産証明書、銀行等の預貯金残高証明書等を添付してください。
※上記②は、申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

(3) 納税証明書

- ① 法人においては、過去3年間の法人税の納税証明書を添付してください。
- ② 個人においては、過去3年間の所得税の納税証明書を添付してください。
- ③ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。

(4) 有価証券報告書（法人の場合）

申請者が法人で、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している場合には、「(1)直前3年の各事業年度における決算報告書」、「(3)納税証明書」及び「15定款又は寄付行為」に代えて、当該有価証券報告書を添付することができます。

(5) 追加書類

過去の経営状況が悪い場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

下記に追加書類の例を示しますが、下記以外のケースの場合は個別に担当窓口へご相談ください。

なお、審査の過程で必要と認められた場合は、この他にも追加書類の提出を求める場合があります。

例：直前期の自己資本比率がマイナスであり、かつ直前期の当期純利益及び直前3年間の当期純利益の平均値が赤字の場合は以下の書類の提出を求めます。

- ① 過去3年間の、税務署の受付印のある法人税の確定申告書の写し及び当該確定申告書の別表の写し
- ② 直前3年の各事業年度における、売上（製造）原価の内訳書、販売費及び一般管理費の内訳書、勘定科目内訳明細書並びに原価償却明細表
- ③ 債務超過又は利益が計上できなかった理由及び改善方策を具体的に記載した事業改善計画書
- ④ 今後5年間の事業計画書、各事業年度における収支計算書及び貸借対照表（最終処分場に関する場合は「今後5年間」ではなく「廃止まで」とする）
- ⑤ 中小企業診断士又は公認会計士の診断書（作成者が押印したものとするか、作成者の資格証の写しを添付）
- ⑥ 金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書

中小企業診断士又は公認会計士の診断書は、次の内容を含むものとしてください。

- ・ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書から分析した財務状況の現状
- ・ 事業運営に係る財務上の問題点（債務超過に陥った理由及び利益が計上できなかった原因を具体的に記載してください）
- ・ 当該問題点に対する具体的な改善策及び改善効果（改善効果は、金額により客観的に評価し、その根拠も示してください）
- ・ 当該改善効果による、今後5年の各事業年度における事業計画、収支計画
- ・ 今後5年以内に債務超過の解消、利益計上が見込まれる可能性（合理的内容としてください）

14 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

- (1) 申請者が法人である場合において、添付してください。
- (2) 定款及び登記事項証明書は、産業廃棄物の取り扱いを業とする規定があるものとしてください。
- (3) 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書としてください。
- (4) 申請日以前3か月以内に発行されたものとしてください。

15 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び登記事項証明書等

- (1) 申請者が個人である場合において、添付してください。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

16 法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書等

- (1) 申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合において、添付してください。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

17 法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書等

- (1) 申請者が法人である場合において、法に基づく役員(監査役を含む。)のものを添付してください。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

18 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し及び登記事項証明書等若しくは法人の登記事項証明書

- (1) 該当する者が個人の場合には住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書等、法人の場合にはその法人の登記事項証明書を添付してください。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

19 施行令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項証明書等

- (1) 施行令第6条の10に規定する使用人がある場合において添付してください。

施行令第6条の10に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものが該当します。

- ① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

20 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う能力を説明した書類

- (1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の性状を分析することができる設備の概要について記載してください。
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が、その分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類を添付してください。

- (3) 取り扱う特別管理産業廃棄物が感染性産業廃棄物、廃石綿等又はこの両方のみの場合には、添付は要しません。

21 誓約書 [様式第八号]

記載の上、添付してください。

22 添付書類の省略に関する書類 [様式第九号]

省略した書類の種類とその省略の理由を記載してください。

- (1) 更新許可申請であって直近の許可の申請内容から変更がない場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等
3① 排出事業者の廃棄物発生工程表 ② 産業廃棄物の分析試験成績書の写し
6① 「事業の用に供する施設の平面図、立面図又は断面図及び設計計算書並びに当該施設の位置図」のうち、設計計算書 ② 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
8 申請者が事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類 ① 公図 ② 土地の登記事項証明書 ③ 処理施設の売買（販売）契約書等の写し ④ 賃貸借契約書等の写し

- (2) 変更許可申請であって直近の許可の申請内容から変更がない場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等
6① 「事業の用に供する施設の平面図、立面図又は断面図及び設計計算書並びに当該施設の位置図」のうち、設計計算書 ② 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
8 申請者が事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類 ① 公図 ② 土地の登記事項証明書 ③ 処理施設の売買（販売）契約書等の写し ④ 賃貸借契約書等の写し

- (3) 有価証券報告書を添付した場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等
13 経理的基礎に関する書類

① 直近3年間の決算報告書
③ 直近3年間の法人税又は所得税の納税証明書
14① 定款又は寄付行為
② 法人登記事項証明書

(4) 先行許可証を提出した場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等
15① 申請者の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
16① 法定代理人の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
17① 法人役員等の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
18① 株主及び出資者の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 ③ 法人株主及び法人出資者の法人登記事項証明書
19① 施行令に規定する使用人の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等

(5) 優良認定を受けている場合に省略できる書類

「V 添付書類の記載要領」における番号等
1 事業計画の概要を記載した書類 ① 事業の全体計画書（様式第一号の1） ② 処分業務の具体的な計画（様式第一号の2） ③ 環境保全措置の概要（様式第一号の3）
3① 排出事業者の廃棄物発生工程表 ② 産業廃棄物の分析試験成績書の写し ③ 処理フローチャート
4 事務所及び事業場の位置図及び見取り図
9① 処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類（様式第四号） ② 処分先業者の許可証の写し
13 経理的基礎に関する書類 ① 直近3年間の決算報告書 ③ 直近3年間の法人税又は所得税の納税証明書
14① 定款又は寄付行為

23 先行許可証の写し

- (1) 先行許可証の写しを添付し、申請の際に当該先行許可証の本証を持参することで、22(4)のとおり添付書類の一部を省略することができます。
- (2) 先行許可証とは、次のいずれにも該当する許可証をいいます。
- ① （特別管理）産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の許可証であること。
 - ・「処理業」には「収集運搬業」及び「処分業」を含みます。
 - ・産業廃棄物指定処理施設の許可証は対象外です。

- ② 当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。
- ③ 許可証の「規則第○条の○第○項の規定による許可証の提出の有無」の項が「無」とされているもの。
- ④ 更新許可申請の場合、前回の新規又は更新許可申請に係る許可証でないこと。

24 委任状

- (1) 行政書士が代理人として申請する場合に添付してください。
- (2) 委任状には、次の内容を記載してください。
 - ① 代理人の住所、氏名及び電話番号並びに行政書士である場合には登録番号を記載してください。
 - ② 申請者（委任者）が法人の場合には、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - ③ 申請者（委任者）が個人の場合には住民票上の住所及び氏名を記入してください。
 - ④ 委任の内容及び範囲を具体的に記載してください。
- (3) 申請時には、代理人本人であることを確認できる行政書士証票、運転免許証、健康保険証等を持参してください。

VI 優良認定申請及び記載要領

1 優良認定制度について

優良認定とは、産業廃棄物処理業の実施に関し、優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的とした制度です。

2 添付書類

優良認定を受けようとする者は、更新許可申請の際に次の書類を添付する必要があります。

(1) 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないことの誓約書（様式第十号）
(2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
(3) ISO14001、エコアクション21等の認証制度の認証書の写し
(4) 電子マニフェストシステム加入証の写し
(5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類
① 直近3年間の国税（法人税及び消費税）の納税証明書
② 直近3年間の都道府県税（県民税、事業税及び不動産所得税）の納税証明書
③ 直近3年間の市町村税（市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）の納税証明書
④ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近2年間の社会保険料納入確認書
⑤ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近3年間の労働保険料納入証明書

3 添付書類の記載要領

(1) 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことの誓約書〔様式第十号〕

- ① 誓約期間は、従前の許可の有効期間を記載してください。
- ② 誓約日は、申請書の提出日にあわせてください。
 - ・ 誓約日が誓約期間中に入ることとなります。
- ③ 誓約する者の住所及び氏名は、申請書の申請者と同じ記載としてください。
- ④ 福島県のみならず、その他の都道府県等や環境大臣による特定不利益処分を受けていないことが必要となります。

(2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

- ① (公財)産業廃棄物処理事業振興財団(以下「財団」という。)が運営する産廃情報ネットを利用している場合には、申請者自身が産廃情報ネットから発行できる、公表・更新に係る事項及びその年月日がわかる証明書類を添付してください。

なお、財団から事業の透明性に係る基準の適合についての証明書(以下「適合証明書」という。)が発行される場合には、証明書類に代えて適合証明書を添付することができます。

- ② 産廃情報ネットを利用しておらず、自社のホームページ等により情報を公表・更新している場合には、当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたものを添付してください。この場合、次の点に留意してください。
- ・ プリントアウトしたものにホームページのURLが記載されていること。
 - ・ 情報を公表・更新した年月日が確認できるよう、ホームページの該当部分は公表・更新した時点においてプリントアウトし、かつ、プリントアウトした日付が記載されていること。

(3) ISO14001、エコアクション21等の認証制度の認証書の写し

- ① 福島県内の事業場(複数ある場合にはいずれか一つで可。)について認証を受けている必要があります。
- ② 添付する認証書の写しは、有効期間満了前のものとしてください。

(4) 電子マニフェストシステム加入証の写し
添付してください。

(5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

①～⑤の書類又はその写しを添付してください。

- ① 直近3年間の国税(法人税及び消費税)の納税証明書
- ・ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。
- ② 直近3年間の都道府県税(県民税、事業税及び不動産所得税)の納税証明書
- ・ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。
- ③ 直近3年間の市町村税(市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税)の納税証明書
- ・ 納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。
- ④ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近2年間の社会保険料納入確認書
- 申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、当該保険の保険者(市町村)が発行する納付証明書、控除証明書(国民健康保険税にあっては納税証明書)
- ・ 産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場とは、申請書第1面に記載した事務所・事業場となります。
- ⑤ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての

事務所・事業場に係る、直近3年間の労働保険料納入証明書

- ・ 産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場とは、申請書第1面に記載した事務所・事業場となります。

(6) 有価証券報告書

申請書に有価証券報告書を添付する場合には、直前の2事業年度分の有価証券報告書の添付が必要となります。

4 優良認定の基準

事業内容に応じて、施行規則第10条の4の2又は施行規則第10条の16の2の基準に適合していると認められる必要があります。

基準は次のとおりです。

(1) 遵法性

従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

特定不利益処分は次の不利益処分をいいます。

イ 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
ロ 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
ハ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3）
ニ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
ホ 広域的処理認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
ヘ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
ト 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し（法第12条の7第10項）
チ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
リ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。））、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）又は第19条の6第1項）

(2) 事業の透明性

次に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新申請の日前6月間（申請者が当該業に係る優良認定をすでに受けている場合は、当該認定に係る許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ更新していること。

公表事項（施行規則第 10 条の 4 の 2 第 2 号、施行規則第 10 条の 16 の 2 第 2 号）	更新すべき 場合
<p>イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。）</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 事務所又は事業場の所在地</p> <p>(3) 設立年月日</p> <p>(4) 資本金又は出資金</p> <p>(5) 代表者等の氏名及び就任年月日</p> <p>(6) 事業（他に法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容</p>	<p>変更の都度 （(5) に掲げる事項については 1 年に 1 回以上）</p>
<p>ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。）</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ハ 事業計画（他に法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ニ 申請者が受けている法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあっては、当該許可を含む。）に係る第 10 条の 2 若しくは第 10 条の 6 又は第 10 条の 14 若しくは第 10 条の 18 に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>(2) 設置年月日</p> <p>(3) 当該施設の種類</p> <p>(4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p> <p>(5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）</p> <p>(6) 処理方式</p> <p>(7) 構造及び設備の概要</p> <p>(8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第 12 条の 5 に規定する許可証の写し</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図</p>	<p>変更の都度</p>

<p>ト 情報公表日の属する月の前々月までの1年間（以下「直前1年間」という。）において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該（特別管理）産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における（特別管理）当該産業廃棄物の保管量 (4) 当該（特別管理）産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該（特別管理）産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法 	<p>1年に1回以上</p>
<p>チ 直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該（特別管理）産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量 	<p>1年に1回以上</p>
<p>リ 直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(9)までに定める事項に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 施行規則第12条の7の2第1号ハ及びニに掲げる事項 (2) 施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） 施行規則第12条の7の2第2号ハ及びニに掲げる事項 (3) 施行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の 	<p>1年に1回以上</p>

<p>2に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 施行規則第12条の7の2第3号ハ及びニに掲げる事項</p> <p>(4) 施行令第7条第10号の2に掲げる施設 施行規則第12条の7の2第3号の2に掲げる事項</p> <p>(5) 施行令第7条第11号の2に掲げる施設 施行規則第12条の7の2第4号ハからヘまでに掲げる事項</p> <p>(6) 施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 施行規則第12条の7の2第5号ハからホまでに掲げる事項</p> <p>(7) 施行令第7条第14号イに掲げる施設 施行規則第12条の7の2第6号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>(8) 施行令第7条第14号ロに掲げる施設 施行規則第12条の7の2第7号ロからヘまでに掲げる事項</p> <p>(9) 施行令第7条第14号ハに掲げる施設 施行規則第12条の7の2第8号ロからリまでに掲げる事項</p>	
<p>ヌ 直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量</p>	<p>1年に1回以上</p>
<p>ル 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表</p>	<p>少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度</p>
<p>ヲ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ワ 業務を所掌する組織及び人員配置</p>	<p>変更の都度 （人員配置については1年に1回以上）</p>
<p>カ （特別管理）産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ヨ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度</p>	<p>変更の都度</p>

(3) 環境配慮の取組

その事業活動に係る環境配慮の状況について、ISO14001、エコアクション21等の認証をうけていること。

(4) 電子マニフェスト

電子マニフェストシステムに加入していること。

(5) 財務体質の健全性

① 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。

② 次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。

イ 直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。

ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

③ 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。

④ 次の税について滞納していないこと。

- ・ 直近3年間の国税（法人税及び消費税）

- ・ 直近3年間の都道府県税（県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税）

- ・ 直近3年間の市町村税（市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）

- ・ 申請者が福島県内に社会保険が適用される事業所を有する場合にあっては、設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近2年間の社会保険料

申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、直近2年間の国民健康保険料

- ・ 申請者が福島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場に係る、直近3年間の労働保険料

⑤ 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること（最終処分場を設置している場合）。

5 許可申請時に省略できる書類

優良認定を受けている申請者は、更新許可及び事業範囲変更許可申請の際に、添付書類の一部を省略することができます。詳細は本手引きの30ページ(5)を参照してください。

ただし、審査において必要と認められる場合には、添付を省略した書類の提出を求めることがあります。

VII 変更・廃止届出

1 届出書

届出に係る処分業の区分に応じ、次のいずれかの届出書をその廃止又は変更の日から10日以内に提出してください（法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付が必要な変更届出書は、変更の日から30日以内。）。

処分業の区分	様式
産業廃棄物処分業の変更・廃止	施行規則様式第十一号
特別管理産業廃棄物処分業の変更・廃止	施行規則様式第十七号

2 添付書類

(1) 変更届出

変更の内容に応じ、次の書類を添付してください。添付書類は「V 添付書類の記載要領」に準じて作成してください。なお、この場合において、「申請日」とあるのは「届出日」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えてください。

変更の内容 (施行規則第10条の10第1項)	必要な添付書類及び「V 添付書類の記載要領」における番号
① 事業の一部廃止	処分業許可証の写し
② 氏名又は名称並びに申請者の住所	14 定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書（法人の場合）
	15 住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等（個人の場合）
	処分業許可証の写し
③ 役員、株主、使用人等の変更	変更に係る役員、株主、使用人等の次の書類
	就任の場合
	14 法人登記事項証明書
	16～19 就任した者に係る住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等
	21 誓約書
退任の場合	14 法人登記事項証明書
④ 事務所及び事業場の所在地	4 変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図
⑤ 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模	変更に係る施設の次の書類
	施設の追加
	5 様式第三号関係並びに施設許可証及び使用前検査結果の通知の写し

	6 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
	7 施設の全景写真
	8 事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類 ※ 土地の公図及び当該土地の登記事項証明書は、変更が生じない場合は省略可。
	9 処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類 処分業許可証の写し
施設の削除	処分業許可証の写し
設置場所の変更	5 様式第三号関係並びに施設許可証及び使用前検査結果の通知の写し
	6 事業の用に供する施設付近の見取図
	7 施設の全景写真
	8 事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類 ※ 土地の公図及び当該土地の登記事項証明書は、変更が生じない場合は省略可。
	処分業許可証の写し
構造の変更	5 様式第三号関係並びに施設許可証及び使用前検査結果の通知の写し ※ 許可を要しない変更の場合には、当該変更に係る軽微変更届出書の写しを添付してください。
	6 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
	7 施設の全景写真
規模（能力）の変更	5 様式第三号関係並びに施設許可証及び使用前検査結果の通知の写し ※ 許可を要しない変更の場合には、当該変更に係る軽微変更届出書の写しを添付してください。
	処分業許可証の写し
⑥ 保管場所の変更に関する次の事項	変更に係る保管場所の次の書類
所在地	6 保管場所付近の見取図
	8 変更に係る土地の公図、当該土地の登記事項証明書及び当該土地を賃借する場合は賃貸借契約書等の写し ※ 変更がない場合は省略可能。

面積、処分等のための保管上限又は保管高さのうち最高のもの	5 様式第三号の一の4又は様式第三号の一の5
	6 保管場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図並びに付近の見取図
保管する産業廃棄物の種類	5 様式第三号の一の4又は様式第三号の一の5
⑦ 特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、必要な性状分析を行う者	20 知識及び技能を有する者であることを証する書類
⑧ 役職変更等による代表者の変更	14 法人登記簿（履歴事項全部証明書）
	処分業許可証の写し

(2) 廃止届出

届出書を提出するとともに、処分業許可証を返納してください。

- ・ 事業の一部廃止は変更届出により行ってください。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

処理施設の所在地が複数あり、その管轄が複数の地方振興局となる場合、副本は管轄する地方振興局の数としてください。また、届出者の控えが必要な場合は、更に1部追加してください。）

4 届出手数料

不要です。

5 留意事項

以下の点に留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

- (1) 届出書及び添付書類は、本手引きに添付されている様式を使用してください。
(掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku034.html>)
- (2) 添付書類は、「V 添付書類」に従って作成するとともに、原則としてA4版の大きさとしてください。所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げても差し支えありません。
- (3) 届出書の提出にあたっては、副本はすべて複写（コピー）を使用しても差し支えありません。産業廃棄物処理業関係の同時届出の場合も、複写（コピー）を使用しても差し支えありません。
- (4) 届出を行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください（記載要領については、p. 31を参照）。
- (5) 届出書の届出者控えや書換後の許可証について、郵送を希望する場合には、返

信用封筒（必要な額の切手を貼り付けたもの。普通郵便又は簡易書留等いずれも可。）を併せて提出してください。

VIII 変更・廃止届出の記載要領

1 (特別管理)産業廃棄物処理業変更届出書

- (1) 廃止及び変更の別
「変更」に○を付けてください（「廃止」を横線で消すことでも可。）。
- (2) 届出年月日
窓口へ持参する場合には持参日を、郵送する場合には投函日を記入してください。
- (3) 届出者の住所及び氏名
 - ① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - ② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。
- (4) 許可の年月日及び許可番号について
届出に係る処分業の許可証に記載されている、許可の年月日及び許可番号を記載してください。
- (5) 変更内容
 - ① 廃止した事業又は変更した事項の内容（法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人以外の変更の場合）
変更の内容を、新旧対照で記載してください。書き切れない場合には「別紙のとおり」とし、別紙に新旧対照で記載してください。
 - ② 変更した事項の内容（法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人の変更の場合）
変更に係る法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。
- (6) 廃止又は変更の理由
変更に係る理由を記載してください。

2 (特別管理)産業廃棄物処理業廃止届出書

- (1) 廃止及び変更の別
「廃止」に○を付けてください（「変更」を横線で消すことも可。）。
- (2) 届出年月日
窓口へ持参する場合には持参日を、郵送する場合には投函日を記入してください。
- (3) 届出者の住所及び氏名
 - ① 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - ② 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。
- (4) 許可の年月日及び許可番号について

廃止に係る処分業の許可証に記載されている、許可の年月日及び許可番号を記載してください。

- (5) 廃止内容
新の欄に「事業の全部廃止」と記載してください。
- (6) 廃止又は変更の理由
廃止に係る理由を記載してください。

Ⅹ 許可証再交付申請

1 申請書

次の申請書を提出してください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証再交付申請書

様式第十一号

2 添付書類

従来の許可証（汚損又は破損等した許可証を含む。）が手元にある場合には、当該許可証の写しを添付してください。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。申請者の控えが必要な場合は更に1部追加してください。

4 手数料

次の金額を福島県収入証紙で納入してください。

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証再交付申請手数料

300円

5 留意事項

- (1) 申請書は本手引き書に添付されている様式を使用してください。
(掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku034.html>)
- (2) 申請を行政書士等に委任する場合は、委任状を提出してください（記載要領については、p.31を参照）。
- (3) 再交付に係る許可証について、郵送を希望する場合には、返信用封筒（必要な額の切手を貼り付けたもの。普通郵便又は簡易書留等いずれも可。）を併せて提出してください。

X 許可証再交付申請の記載要領

- 1 申請年月日
窓口へ持参する場合には持参日を、郵送する場合には投函日を記入してください。
- 2 申請者の住所及び氏名
 - (1) 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - (2) 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。
- 3 (特別管理) 産業廃棄物処理業の区分
再交付申請する許可証に係る事業の区分（産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業）を記載してください。
- 4 直近の許可年月日
再交付申請する許可証に係る許可年月日及び許可の有効期間を記載してください。
- 5 許可番号
再交付申請する許可証に係る許可番号 1 1 桁を記載してください。

【許可番号】

0 0 7 ○ 0 * * * * *



申請者の固有番号

業の種類を表す番号（次表）

産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分、最終処分	4
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分、最終処分	9

- 6 事業の範囲
再交付申請する許可証に係る事業の範囲を記載してください。
- 7 再交付申請の理由
汚損、破損又は亡失等、再交付申請に至った経緯を具体的に記載してください。

XI 添付書類等チェックリスト

	確認	備考
許可申請書（指定用紙 第1面～第3面）	<input type="checkbox"/>	
1 事業計画の概要を記載した書類 ① 事業の全体計画等（様式第一号の1） ② 処分業務の具体的な計画（様式第一号の2） ③ 環境保全措置の概要（様式第一号の3）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
2 ① 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況（様式第二号） ② 処理業許可証の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
3 ① 排出事業者の廃棄物発生工程表（添付書類） ② 産業廃棄物の分析試験成績書の写し（添付書類） ③ 処理フローチャート（添付書類）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	更新許可申請時に変更しない場合は省略可 更新許可申請時に変更しない場合は省略可
4 事務所及び事業場の位置図見取り図（添付書類）	<input type="checkbox"/>	
5 ① 事業の用に供する施設（様式第三号関係） ② 産業廃棄物（指定）処理施設設置許可証及び使用前検査結果の通知の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	騒音等の根拠資料を添付
6 ① 事業の用に供する施設の平面図、立面図又は断面図及び設計計算書並びに当該施設の位置図（添付書類） ② 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（添付書類）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	更新又は変更許可申請時に変更しない場合は、設計計算書のみ省略可 更新又は変更許可申請時に変更しない場合は省略可（最終処分場のみ）
7 施設の全景写真（添付書類）	<input type="checkbox"/>	
8 申請者が事業の用に供する施設の所有権（使用権原）を有することを証する書類 ① 公図（添付書類） ② 土地の登記事項証明書（添付書類） ③ 処理施設の売買（販売）契約書等の写し（添付書類） ④ 賃貸借契約書等の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	①～④については更新又は変更許可申請時に変更しない場合は省略可 土地又は施設等を賃借する場合に添付
9 ① 処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類（様式第四号） ② 処分先業者の許可証の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
10 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し（添付書類）	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合に添付
11 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 ① 法人申請者の業務経歴書（様式第五号の1） ② 個人申請者の業務経歴書（様式第五号の2） ③ （公財）日本産業廃棄物処理振興センターの実施する講習会の修了証の写し（添付書類） ④ 産業廃棄物処理施設技術管理者の資格を証明する書類（添付書類） ⑤ 実務経験を要する場合は業務経歴書（様式第五号の3）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人申請者のみ 個人申請者のみ 政令第7条の処理施設を設置している場合に添付 実務経験を要する場合に添付

12 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法等を記載した書類 (様式第六号)	<input type="checkbox"/>	
13 経理的基礎に関する書類 ① 直近3年間の決算報告書 (添付書類) ② 資産に関する調書 (様式第七号) ③ 直近3年間の法人税又は所得税の納税証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人申請者のみ 個人申請者のみ 法人税は法人申請者、所得税は個人申請者
14① 定款又は寄附行為 ② 法人登記事項証明書 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人申請者のみ
15① 申請者の住民票の写し (住民票抄本) ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	個人申請者のみ 先行許可証を利用する場合には省略可
16① 法定代理人の住民票の写し (住民票抄本) ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	未成年である個人申請者のみ 先行許可証を利用する場合には省略可
17① 法人役員等の住民票の写し (住民票抄本) ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人申請者のみ 先行許可証を利用する場合には省略可
18① 株主及び出資者の住民票の写し (住民票抄本) ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 (添付書類) ③ 法人株主及び法人出資者の法人登記事項 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人申請者のみ 先行許可証を利用する場合には省略可 法人株主及び法人出資者がいる場合のみ
19① 施行令に規定する使用人の住民票の写し ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	使用人がいる場合のみ 先行許可証を利用する場合には省略可
20 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う能力を説明した書類 ① 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う設備の概要を記載した書類 (添付書類) ② 特別管理産業廃棄物の性状分析を行う者が、分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類 (添付書類)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	感染性産業廃棄物及び廃石綿等の処理を業として行う場合は添付不要
21 誓約書 (様式第八号)	<input type="checkbox"/>	
22 添付書類の省略に関する書類 (様式第九号)	<input type="checkbox"/>	
23 先行許可証の写し	<input type="checkbox"/>	先行許可証を利用する場合に添付
24 委任状	<input type="checkbox"/>	申請を行政書士等に委任する場合に添付

【添付書類の廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の位置付け】

施行規則第10条の4第2項に掲げる添付書類	「Ⅴ 添付書類の記載要領」における添付書類番号
1 事業計画の概要を記載した書類	1～5, 9
2 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	6, 7
3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること）を証する書類	8
4 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	9
5 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し	10
6 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	11
7 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	12
8 施行規則第9条の2第2項第6号から第14号までに掲げる書類	13～19
9 施行規則第10条の16第3項に係る特別管理産業廃棄物の性状分析を行う能力を説明した書類	20
法第14条第10項第2号に規定する欠格要件に該当しないことを誓約する書類	21
施行規則第10条の4第5項及び6項に係る書類	22

XII 様式集

産業廃棄物処分業許可申請書	施行規則様式第八号
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	施行規則様式第十号
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	施行規則様式第十四号
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	施行規則様式第十六号
事業計画の概要を記載した書類	様式第一号
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取得状況	様式第二号
事業の用に供する施設	様式第三号
処分後の産業廃棄物等の処理方法を記載した書類	様式第四号
業務経歴書	様式第五号
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法等を記載した書類	様式第六号
資産に関する調書	様式第七号
誓約書	様式第八号
添付書類の省略に関する書類	様式第九号
優良認定に係る誓約書	様式第十号
産業廃棄物処理業（廃止・変更）届出書	施行規則様式第十一号
特別管理産業廃棄物処理業（廃止・変更）届出書	施行規則様式第十七号
（特別管理）産業廃棄物処理業許可証再交付申請書	様式第十一号

<p>産業廃棄物処分業許可申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>福島県知事 殿</p>	
<p>申請者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>電話番号</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。)</p>	
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所：</p> <p>電話番号：</p>
	<p>事業場：</p> <p>電話番号：</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>別紙様式第三号のとおり。</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） 、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙様式第三号のとおり。</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>別紙様式第三号のとおり。</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	別紙様式第二号のとおり。	

申請者 (個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名称	住所

役員 (法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員 (申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株 出資の額		本 籍 住 所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	別紙様式第三号のとおり。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙様式第三号のとおり。
※ 事務処理欄	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額
	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		本 籍 住 所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
年 月 日	
福島県知事 殿	
申請者 住所 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所： 電話番号：
	事業場： 電話番号：
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙様式第三号のとおり。
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	別紙様式第三号のとおり。
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙様式第三号のとおり。
※ 事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	別紙様式第二号のとおり。	

申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	保有する株式の数 又は出資の金額	割合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日			

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、~~特別管理産業廃棄物収集運搬業~~
特別管理産業廃棄物処分量
の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業・処分量の区分	
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分量にあつては、処分量の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	別紙様式第三号のとおり。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙様式第三号のとおり。
※ 事務処理欄	

（日本産業規格 A列4番）

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本		
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額		住	籍	
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(様式第一号の1)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 処分する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称 及び所在地	処分方法	受託する産業廃棄物の 予定処分先の名称及び 施設の所在地 (申請者自 身の事業場等を記載)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

(様式第一号の2)

3. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うのに必要な産業廃棄物の数量及びその確保の方法

従業員数内訳

年 月 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

(日本産業規格 A列4番)

(様式第一号の3)

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

(日本産業規格 A列4番)

(様式第三号の一の1)

事業の用に供する施設 (処理方式、構造及び設備の概要 [中間処理施設])

処理施設の種類	
処理方式	
施設の設置許可	許可番号 号 (年 月 日 許可)
中間処理する産業廃棄物の種類	
処理施設の設置場所	
処理能力	(/日 /時間)
操業予定時間	時間/日 (時~ 時)
受け入れる産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要	
受け入れる産業廃棄物の計量を行う設備の概要	
処理施設の構造及び設備の概要	
処理後の残さの性状	
処理後の残さの処分方法及び処分先	
技術管理者職氏名	

公害防止対策等（中間処理施設）

水 質 関 係	処 理 前 の 水 質	
	処 理 後 の 水 質	
	水 量	
	排 水 処 理 方 法	
	放 流 先 の 概 要	
大 気 関 係	処 理 後 の 排 ガ ス の 質	
	排 ガ ス 量	
	排 ガ ス の 処 理 方 法	
騒 音 関 係	発 生 源 の 騒 音 レ ベ ル	
	敷 地 境 界 の 騒 音 レ ベ ル	
	騒 音 防 止 措 置	
振 動 関 係	発 生 源 の 振 動 レ ベ ル	
	敷 地 境 界 の 振 動 レ ベ ル	
	振 動 防 止 措 置	

(様式第三号の一の2)

悪臭防止措置	
粉じん防止措置	
飛散防止措置	
流出防止措置	
地下浸透防止措置	
火災防止措置	
腐食防止措置	
処理施設への地表水の流入防止措置	
囲いの状況	
中間処理施設であることの表示方法	

(様式第三号の一の3)

(焼却施設の場合に記入)

燃 焼 室 へ の 廃 棄 物 供 給 方 法	
燃 焼 室 設 備 の 概 要	
主要な燃焼室出口の燃焼ガス温度 並びにその測定・記録方法	
助 燃 装 置 の 概 要	
燃焼室への供給空気量調節設備 の概要	
排 ガ ス 処 理 設 備 の 概 要	
集じん器に流入する燃焼ガスの 冷却方法	
集じん器に流入する燃焼ガスの 温度及び測定・記録方法	
排ガス中のCO濃度の測定・記 録装置	
ばいじん及び焼却灰それぞれの 排出・貯留設備の概要	

(様式第三号の一の4)

事業の用に供する施設（処理方式、構造及び設備の概要〔保管施設〕）

処 理 前 の 廃 棄 物 の 保 管 施 設							
保管する産業廃棄物の種類							
保管施設の所在地							
土地の概要	字 名	地番	面積(m ²)	地目	現況	土地所有者の氏名及び住所	使用権
保管能力	保管面積(m ²)						
	保管容量(m ³)						
	保管高さ(m)						
	保管上限(t)						
飛散防止措置							
流出防止措置							
地下浸透防止措置							
悪臭発散防止措置							
害虫発生防止措置							
火災防止措置							
囲いの状況							
備 考							

備考：複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。

(様式第三号の一の5)

事業の用に供する施設（処理方式、構造及び設備の概要〔保管施設〕）

処 理 後 の 廃 棄 物 等 の 保 管 施 設							
保管する産業廃棄物の種類							
保管施設の所在地							
土地の概要	字 名	地番	面積(m ²)	地目	現況	土地所有者の氏名及び住所	使用権
保管能力	保管面積(m ²)						
	保管容量(m ³)						
	保管高さ(m)						
	保管上限(t)						
飛散防止措置							
流出防止措置							
地下浸透防止措置							
悪臭発散防止措置							
害虫発生防止措置							
火災防止措置							
囲いの状況							
備 考							

備考：複数の施設がある場合は、施設ごとに作成すること。

(様式第三号の二の1)

事業の用に供する施設（処理方式、構造及び設備の概要〔最終処分場〕）

処理施設の種類	安定型	管理型	遮断型	
施設の設置許可	許可番号	号	(年 月 日 許可)	
最終処分する産業廃棄物の種類				
処理能力	最終処分場の面積		m ²	
	埋立処分の用に供される場所の面積		m ²	
	埋立容量	廃棄物量		m ³
		覆土量		m ³
合計			m ³	
土地の借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
埋立予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
残存容量	m ³ (年 月現在)			
操業予定時間	時間/日 (時~ 時)			
1日の搬入予定量	m ³ /日 (搬入車両 台/日)			
処理方式 (埋立方法)				
覆土材確保の状況	(確保量)			
	(確保方法)			
	(保管場所)			
構造及び設備の概要				
技術管理者職氏名				

水 質 関 係	処 理 前 の 水 質	
	処 理 後 の 水 質	
	水 量	
	排 水 処 理 方 法	
	放 流 先 の 概 要	
騒 音 関 係	発 生 源 の 騒 音 レベル	
	敷 地 境 界 の 騒 音 レベル	
	騒 音 防 止 措 置	
振 動 関 係	発 生 源 の 振 動 レベル	
	敷 地 境 界 の 振 動 レベル	
	振 動 防 止 措 置	
悪 臭 防 止 措 置		
粉 じ ん 防 止 措 置		
飛 散 防 止 措 置		
流 出 防 止 措 置		

(様式第三号の二の2)

公共用水域の汚染防止措置	
地下水の汚染防止措置	
(安定型埋立地の場合で) 公共水域及び地下水の汚染 防止措置がない場合、埋立 地に安定型産業廃棄物以外 の廃棄物が混入することを 防止するための措置	
火 災 防 止 措 置	
囲 い の 状 況	
最終処分場であることの表 示方法	

(様式第四号)

処分後の（特別管理）産業廃棄物等の処理方法を記載した書類		
処 理 施 設 の 種 類		
処分後の産業廃棄物の種類		
発 生 量 （t/月又はm ³ /月）		
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 ()	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

(日本産業規格 A列4番)

(様式第五号の1)

業 務 経 歴 書 (法人用)

年 月 日現在

ふりがな	代表者 の 氏 名	電 話	
名 称			
ふりがな			
住 所 〒 ()			

	年号	年	月	事 項
業 務 経 歴				
行政 処 分 歴 ・ 刑 罰 歴				

(様式第五号の2)

業 務 経 歴 書 (個人用)

年 月 日現在

ふりがな	生年月日		
名 称	年 月 日生		
ふりがな	電 話	本籍地(県名)	
現住所(〒)			

	年号	年	月	事 項
職 歴 等				
行政処分歴・ 刑罰歴				

(様式第五号の3)

業 務 経 歴 書
(産業廃棄物処理施設技術管理者用)

年 月 日現在

役 職	
氏 名	

	年号	年	月	事 項
学 歴 ・ 実 務 経 験 等				

- ※ 当該業務経歴書は、産業廃棄物処理施設技術管理者の資格について、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験が必要な場合に添付してください。
- ※ 技術士（部門含む）の資格取得年月日や大学等における履修学課、実務経験年数等がわかるように記載してください。

(様式第六号)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額		
土地		
事務所		
処理施設		
保管施設		
重機・車両		
保管容器		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(日本産業規格 A列4番)

(様式第七号)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資 産 の 種 別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
現 金 預 金			
有 価 証 券			
未 収 入 金			
売 掛 金			
受 取 手 形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負 債 の 種 別	内 容	数 量	価 格、金 額 (千円)
長 期 借 入 金			
短 期 借 入 金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支 払 手 形			
そ の 他			
負 債 計			

(日本産業規格 A列4番)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

福島県知事 様

申請者
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(様式第九号)

省略添付書類一覧表

省略した添付書類の種類	省略の理由

(様式第十号)

誓 約 書

福 島 県 知 事 様

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

廃止
産業廃棄物処理業 届出書
変更

年 月 日

福島県知事 殿

届出者
住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 _____ で許可を受けた産業廃棄物処理業

に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条
変更
の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け
出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名称	住所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
		住所

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処理業 廃止 変更	届出書 年 月 日		
福島県知事 殿			
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号			
年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理			
産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に 変更 に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係 書類等を添えて届け出ます。			
	新	旧	
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）			
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）			
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
（ふりがな） 名 称	住 所		
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
廃止又は変更の理由			
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。			

(様式第十一号)

年 月 日

福島県知事殿

住所
氏名

電話

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証再交付申請書

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可証の再交付について、次のとおり申請します。

(特別管理) 産業廃棄物処理業の区分		
直近の許可年月日		年 月 日 (有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
許可番号		第007号
事業の範囲	事業の区分	
	取り扱う(特別管理) 産業廃棄物の種類	
再交付申請の理由		
※手数料欄		

注1) 再交付申請の理由が汚損、破損の場合は、従来の許可証の写しを添付すること。

注2) 再交付申請の理由が亡失の場合にあっては、その経緯について具体的に記載すること。

注3) この申請書は2部提出し、福島県収入証紙300円分を併せて提出すること。